



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 条例

- *33 和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例 (税務課)..... 1
- *34 和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 2

公布された条例のあらまし

◇和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要
県税の特別措置の適用期限を平成 2 7 年 3 月 3 1 日まで延長することとしました。(第 2 条及び附則第 2 項関係)

2 施行期日
平成 2 5 年 4 月 1 日から施行します。ただし、附則第 2 項の改正規定は、公布の日から施行します。

◇和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要
県税の特別措置の取得価額要件を改め、その適用期限を平成 2 7 年 3 月 3 1 日まで延長することとしました。(第 2 条及び附則第 2 項関係)

2 施行期日
平成 2 5 年 4 月 1 日から施行します。

条 例

和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 5 年 3 月 3 0 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 3 3 号

和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例(平成12年和歌山県条例第68号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「平成25年 3 月31日までの間に、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第 1 項の表の第 1 号又は第45条第 1 項の表の第 1 号の規定の適用を受ける設備」を「平成27年 3 月31日までの間に、法第 2 条第 1 項に規定する過疎地域のうち当該過疎地域に係る市町村の廃置分合又は境界変更に伴い法第33条第 1 項の規定に基づいて新たに当該過疎地域に該当することとなった地区以外の区域内において

租税特別措置法 (昭和32年法律第26号) 第12条第1項の表の第1号の第2欄又は第45条第1項の表の第1号の第2欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第1項の表の第1号の第3欄又は第45条第1項の表の第1号の第3欄の規定の適用を受けるもの」に改める。

附則第2項中「平成25年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第2条の規定は、この条例の施行の日 (以下「施行日」という。) 以後に新設され、又は増設される設備について適用し、施行日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 30 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第34号

和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例 (昭和62年和歌山県条例第5号) の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第12条第1項」を「第12条第3項」に、「第45条第1項」を「第45条第2項」に、「
であって、取得価額の合計額が2,700万円を超える」を「(法第17条に掲げる事業の用に供するものに限
る。) であって、取得価額の合計額が500万円 (租税特別措置法施行令 (昭和32年政令第43号) 第28条の
9第12項に規定する資本金の額等が1,000万円超5,000万円以下である法人にあつては1,000万円とし、
資本金の額等が5,000万円超である法人にあつては2,000万円とする。) 以上の」に改める。

附則第2項中「平成25年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第2条の規定は、この条例の施行の日 (以下「施行日」という。) 以後に新設され、又は増設される設備について適用し、施行日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。